

令和2年5月教育委員会定例会 議事録

開催日時	令和2年5月27日（水） 14時00分
開催場所	長崎県庁行政棟 教育委員会室
出席委員	池松教育長、廣田委員、浦川委員、小松委員、黒田委員、森委員
出席職員	島村政策監、林田教育次長、桑宮総務課長、日高教育環境整備課長、加藤義務教育課長、狩野高校教育課長、宮崎特別支援教育課長、安永児童生徒支援課長、立木生涯学習課長、草野学芸文化課長、松崎体育保健課長、大場義務教育課人事管理監、山崎高校教育課人事管理監
開 会	<p>(池松教育長)</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから5月定例会を開会いたします。</p>
署名委員指名	<p>本日の議事録署名委員を私から指名させていただきます。</p> <p>議事録署名委員は、浦川委員、小松委員の両委員をお願いいたします。</p> <p>次に、4月定例会の議事録は、各委員に送付されておりますが、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p> <p>(池松教育長)</p> <p>御異議ないようですから、前回の議事録は承認することといたします。</p> <p>それでは、各委員御署名をお願いいたします。</p>
	<p>(池松教育長)</p> <p>本日提案されている議題等のうち、第7号議案、第8号議案と報告事項6につきましては、教育委員会の会議の非公開に関する運用規程により、非公開として協議を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。</p>

教育長報告

「異議なし」と呼ぶ者あり

(池松教育長)

御異議ないようですので、そのように進めていきます。

まず、私の方から1点御報告いたします。

ただいまお配りしました教育長報告資料を御参照ください。

「長崎県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則」で、臨時代理により処理しました、「令和2年4月臨時会に提出される議案に対する教育委員会の意見について」であります。4月30日に開会された令和2年4月臨時会に上程された議案の中の、教育委員会関係の議案については、お配りしております教育長報告資料2ページにありますとおり、4月27日付けで、知事から議案の作成に対する意見を求められ、資料1ページのとおり臨時代理により、特に意見はない旨回答をいたしました。

なお、議案の内容については、この後、総務課長から説明いたします。

(桑宮総務課長)

4月臨時県議会に上程しました議案等について御説明を申し上げます。

教育長報告資料1ページ、こちらに記載のとおり、予算議案として補正予算1件、専決議案1件でございまして、いずれも原案のとおり可決、承認されました。

3ページをお開きください。

補正予算につきましては、国において決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に伴う国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするもので、特別支援学校運営費補正予算額4,348万6千円、高校生の離島留学推進事業費補正予算額638万4千円、資料4ページを御覧いただきまして、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー活用事業費補正予算額1,850万円、資料5ページを御覧いただきまして、学校保健新型コロナ対策事業費補正予算額470万1千円を増額補正いたしました。

3ページにお戻りいただきまして、「特別支援学校運営費」は、障害のある児童生徒の新型コロナウイルス感染症への感染リスク低減を図るため、特別支援学校の乗車率が50%以上となっている7校15台のスクールバスについて、1便ずつ増便し、密接状態を解消するための経費でございまして。なお、バスの増便に伴う介助業務職員の

人件費については、別途雇用労働政策課において、緊急雇用創出事業として一括して計上しております。

次に「高校生の離島留学推進事業費」は、離島留学制度を実施している県立学校の寮等において、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するために民間宿泊施設を一定期間使用するための経費でございます。具体的には寮等で濃厚接触者が発生した場合に、濃厚接触者以外の生徒を民間宿泊施設に一時的に滞在させるケース等を想定し、予防体制を整備しようとするものであります。

次に4ページを御覧ください。「スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー活用事業費」は、臨時休校や外出自粛等の特殊な状況における児童生徒の心のケアや、貧困、虐待等の家庭における問題の深刻化に児童相談所や警察等の関係機関との連携を図りながら適切に対応するため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる相談、支援体制の充実・強化を図るための経費でございます。

次に5ページをお開きください。

「学校保健新型コロナ対策事業費」は、県立学校において、感染症拡大防止のために必要な保健衛生用品を購入するための経費でございます。

また、6ページに記載しております、知事専決事項であります「令和元年度一般会計補正予算」につきましては、新型コロナウイルス感染症への対策を緊急に実施する必要性が生じたため、地方自治法第179条の規定に基づき、令和2年3月27日付けで、学校給食実施費6万5千円の増を専決処分いたしました。「学校給食実施費」は、3月の全国一斉臨時休業に伴い、県立学校において、先に徴収していた給食費の返還に係る振込手数料及び仕入れのキャンセルにより納入業者に発生した損失に対する支援を実施するための経費でございます。

4月臨時県議会に上程された案件についての説明は以上でございます。

(池松教育長)

ただいまの報告について、御質問等はありませんか。

----- な し -----

特にないようであれば、「定例教育委員会 1」の冊子について審議いたします。第5号議案について、提案理由を説明願います。

質 疑	<p>(狩野高校教育課長)</p> <p>1 ページ、第 5 号議案について、御説明申し上げます。</p> <p>提案理由につきましては、令和 3 年度長崎県立中学校の入学者を選抜するに当たって、その基本方針を定めようとするものです。県立中学校は、長崎東中学校、佐世保北中学校、諫早高校附属中学校の 3 校です。日程以外につきましては昨年度と変更点はございません。</p> <p>まず、「1」入学者の選抜は、適性検査、作文及び面接の結果並びに調査書、その他必要な書類を資料として、総合的に判断して行うこととしています。</p> <p>「2」検査についてですが、(1) 実施する検査は、適性検査、作文及び面接です。(2) 配点は、適性検査 130 点、作文 70 点の合計 200 点満点としています。(3) ①適性検査は、学校での生活や家庭や身の回りのことなどをテーマとして、学習指導要領に沿った、問題発見・解決能力、思考力、判断力及び表現力等、小学校教育において身に付けた総合的な力をみる問題です。②作文は、読み取ったことや考えたり感じたりしたことをまとめ、文章で表現する力をみます。(4) 面接は集団面接としています。</p> <p>「3」日程については、検査日を 1 月 10 日 (日) としています。また、入学予定者の通知について、1 月 18 日 (月) までとしております。一昨年までは「発送する日」を記載していましたが、「確実に届く期限」として昨年度から改めて設定しました。</p> <p>以上御審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>(池松教育長)</p> <p>これより、第 5 号議案について、質疑討論を行います。御質問、御意見等ございませんか。</p> <p>(廣田委員)</p> <p>県立中学校入学選抜実施要領の中で定めることになるかと思いますが、3 月から 4 月、5 月と授業が行われていません。指導要領のこの部分については除外しますというような通知が国からあったのかどうか。それから、県として授業ができていない分をどうやって補うのか。例えば、夏休みの短縮や、この部分は授業しなくていいなど。そういうことをしてあげないと、今までの選抜検査をやっている、子どもたちあるいは県外でも対応が違っているので、適応できないのではないのでしょうか。この入試のことだけではなく、コロナに関わる根幹のところで、今年度の教える内容をどうするのか。あるいは夏休みや冬</p>
-----	---

休みを短縮して授業をカバーするのか。そういうことがもう学校に指示があっているのかどうか。

(狩野高校教育課長)

委員御指摘のとおり、3月から4月にかけて断続的に臨時休業等が続いておりますので、授業の進捗等の遅れについての不安であるとか、それに伴い学習の遅れ、また入学者選抜がどうなるのかという不安が児童生徒、保護者の方も大きいかと承知をしております。先日、文科省からも入学者選抜については、一定配慮するようという通知がございましたので、それについては周知をしているところです。

また、県立中学校の入学者選抜につきましては、国語や算数などの教科の内容を問うものではない適性検査を実施しているところです。従いまして、適性検査につきましては、学習内容の進捗や習熟度に大きく左右されるものではないと考えております。しかしながら、臨時休業等の影響による小学校6年生の学習状況を踏まえて、問題の作成にあたりましては、十分配慮をしたいと考えております。

また、高等学校の入学者選抜における学力検査の出題範囲や内容等につきましては、中学校の臨時休業の状況や学習状況を踏まえて、庁内で検討しているところです。義務教育課や各市町教委等の御意見を伺いながら、一定の方向性を定め市町教委を通じて中学生や保護者に周知をする予定としております。方針が決まりましたら、高校教育課のホームページ等に掲載することで、県外の生徒にも対応してまいりたいと考えております。

(池松教育長)

高校の学習の遅れの取り戻し方についてもお願いします。

(狩野高校教育課長)

4月からの臨時休業によって約10日間授業日が欠けております。5月11日からの分散登校によりまして、約5日間授業日が欠けております。合計約15日間欠けておりますが、夏休みを短縮することで、多い学校は20日前後授業日を設定することで、授業の遅れを取り戻したいと考えております。

(加藤義務教育課長)

小中学校におきましては、4月5月の段階で、9日から15日間の学校休業を行っております。学校休業期間中の遅れを取り戻すために行事の精選、学習内容の見直しとあわせまして、夏季休業期間の短縮

をそれぞれの市町で具体的に考えているところです。私どもが把握している段階では、全ての市町が何らかの短縮を検討しております。現時点では、5市町が公表しているところですが、5月末から6月あたりにかけて正式に決定をして、それぞれに保護者等への説明が行われるものと考えております。実際には、7月31日までの授業をやるというところが多くございます。その他が休業期間に応じながら、8月の後半の時期を授業日に設定することを検討している状況です。

(廣田委員)

私は文科省が例えば、学習指導要領のどの部分はやらなくていいというような通知をすべきではないかと思えます。県教委もそれに準じた通知をすべきではないかと思えます。そのような通知はありましたか。

(狩野高校教育課長)

授業の進捗につきましては、臨時休業の期間は地域、都道府県で違いますので、一律文科省がこの範囲は高校入試や大学入試では出題しないとするのは難しい状況にあるだろうと思えます。これは各都道府県で考えるべきかと思っておりますので、先ほど申し上げたとおり、義務教育課や市町教委と相談をし、今年度の中学生の進捗状況を見ながら、高校入試の出題内容や出題範囲については、ある程度方針を決定して、市町教委を通じて中学生や保護者に連絡したいと思っております。

(廣田委員)

入学者選抜は各県の判断でいいと思いますが、聞きたいのは国として学習指導要領を定めているわけなので、これだけ各県でこういう状況がある中で、全体としては高校入試や大学入試が行われていくわけですね。そういう中で、指導要領のこの部分はやらなくていいというような通知が出るのではないかと思ったのですが、出なかったのかどうか教えてください。

(加藤義務教育課長)

今時点では、学習指導要領の中で、ここを取扱わなくていいとか取扱うという通知は出されておられません。ただ、次年度への積み残しが可能になるということで連絡が来ております。中学校3年生、小学校6年生につきましては、進学を行いますので、そこに関しては本年度中に指導を行うという通知が来ているところです。

(池松教育長)

足りなかった部分は、翌年度に繰り越していいということは言ってきています。中学校3年生、小学校6年生は進学で学ぶ機会がないので9月入学などいろいろな話につながってきたのだらうと思います。本県の場合は、夏休みを使えば、今の状態だと臨時休業の分は、夏休み期間中に取り戻せるという状況になっています。それを見て高校の入学者選抜の範囲等も確定をさせていきたいと思っています。

(廣田委員)

1番大事なのは、子どもたちがどう入学者選抜に対応できるかということなので、おそらく選抜実施要領の中で、疑問に対して解決ができるような、例年とは違った形で通知をしてやらないと、生徒、保護者は非常に不安に思っていると思いますので、よろしく配慮してほしいと思います。

(池松教育長)

他にございませんか。

----- な し -----

(池松教育長)

特にないようですので、質疑討論をとどめて採決いたします。  
第5号議案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

(池松教育長)

御異議ないものと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり可決することに決定されました。

次に、第6号議案について、提案理由を説明願います。

(宮崎特別支援教育課長)

資料2、3ページ、第6号議案「令和3年度県立特別支援学校幼稚園、高等部及び高等部専攻科の入学者選考について」御提案いたします。

提案理由は、資料に示しているとおりです。

可 決  
第 6 号 議 案

内容についてです。令和3年度県立特別支援学校入学者選考につきましては、事前の調査書等の書類、そして、選考日当日に実施される学力検査や面接等の結果を踏まえて、各学校の選考委員会等において、総合的に選考をまいります。

(1)の「ア 日程」につきましては、虹の原特別支援学校高等部就業サービス科と希望が丘高等特別支援学校を除き、県立高等学校全日課程後期選抜の日程に準じて実施いたします。「イ 募集定員」につきましては、特別支援学校の対象となる障害のある生徒が全員高等部の教育を受けられるようにするために、10月と12月に実施いたします2回の「進学希望状況調査」の結果をもとに、令和3年1月に決定することとしております。

次に、(2)の「虹の原特別支援学校高等部就業サービス科及び希望が丘高等特別支援学校の入学者選考の日程等」につきましては、資料にお示ししましたとおり、他の特別支援学校よりも、約2か月早く入学者選考を実施いたします。その理由といたしましては、この両校が、職業的自立を目指す生徒の育成という目的を実現していくうえで、別日の選考が必要であると考えているからです。

募集定員につきましては、昨年度と同じく、虹の原特別支援学校高等部就業サービス科については1学級8名、希望が丘高等特別支援学校は1学級8名の4学級で計32名でございます。

なお、「その他」に示しておりますが、虹の原特別支援学校高等部就業サービス科及び希望が丘高等特別支援学校を受検し、不合格となった生徒については、その後3月に実施されます特別支援学校高等部普通科を志願できるようにしております。

また、全ての特別支援学校で、合格者の人数が募集定員に満たない場合は、二次募集を行うようにしております。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

(池松教育長)

これより、第6号議案について、質疑討論を行います。御質問、御意見等ございませんか。

(廣田委員)

3ページの一番下に、不合格となった者については、特別支援学校高等部普通科を志願できるとあります。特別支援学校は全員を受け入れるということをやっていると思いますが、不合格になった者がいるのですか。

質 疑



(宮崎特別支援教育課長)

過去3年間の不合格者数について、平成30年度から虹の原特別支援学校就業サービス科8名、希望が丘高等特別支援学校32名、計40名の定員に対してどれほどの不合格者が出たかということで御説明申し上げます。平成30年度の入学者選考につきましては、両校併せて定員40名に対して不合格者が11名でございます。令和元年度につきましては、定員40名に対して不合格者が4名、令和2年度につきましては、定員40名に対して不合格者が9名となっております。なお、委員御指摘のとおり、不合格となった生徒につきましては、3月に行われます普通科の特別支援学校高等部を受検し、いずれも合格し入学を果たしております

(廣田委員)

例えば、令和元年度は不合格者が4名で少ないですが、そういう生徒を受け入れた場合に、学校では支障があるのでしょうか。ある程度的人数であれば合格させてしまえばいいのではないかと思います。

(宮崎特別支援教育課長)

定員を超えて入学させるということも学校長の判断でできることとなっております。ただ、定員を定めておりますし、入学した生徒が職業学科の教育課程で伸びるのかどうかを十分審議したうえで、選考するようにしております。定員を超える志願者がいた場合については、定員を超えて入学させる方が良いのか、普通科の方がより伸びるのではないかを判断をし、不合格として普通科で受け入れるという対応を取っております。そこは学校長の判断や職員体制にもよることとなります。

(廣田委員)

全員が普通科に入学できているようなので、不合格者を出さないようにしてほしいと思います。

(池松教育長)

他にございませんか。

----- な し -----

(池松教育長)

特にないようですので、質疑討論をとどめて採決いたします。

<p>可 決 協 議 ( 1 )</p>	<p>第6号議案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p> <p>(池松教育長) 御異議ないものと認めます。よって、第6号議案は原案のとおり可決することに決定されました。</p> <p>次に、協議に入ります。協議(1)について、協議内容の説明をお願いします。</p> <p>(草野学芸文化課長) 資料の4ページを御覧ください。これと併せて別冊で素案をお配りしておりますので御準備いただければと思います。</p> <p>協議事項(1)「長崎県文化財保存活用大綱(素案)について」、協議内容等の御説明をいたします。</p> <p>過疎化や少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸などの防止が緊急の課題である中、文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが求められています。このため、国では、地域における文化財の計画的な保存と活用の促進を図ることを目的として、平成31年4月施行で文化財保護法を改正いたしました。この法改正の主な柱の一つで、都道府県は、文化財の総合的な保存と活用に関する基本的な方針を定めた「文化財保存活用大綱」を策定できることとなり、これを受け、本県におきましても、昨年度から2ヵ年にかけて、「長崎県文化財保存活用大綱」の策定に取り組んでいるところです。昨年度は、市町文化財主管課長会で、大綱に関しての意見聴取を実施したほか、庁内関係課との検討会議を3回、専門家からの意見聴取を2回開催して、大綱素案の策定を進めてまいりました。本日は、現時点での大綱素案について、御協議いただき、御意見をいただきたいと思いますと考えております。</p> <p>この大綱は、各都道府県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化するもので、文化財の総合的な保存・活用の方針や、複数の市町にまたがる広域的な取組、市町への支援の方針などについて定めることとされております。その記載内容については、文化庁が示す、指針に基づき、策定することとされております。資料4ページの四角で囲んでいるところを御覧いただけますでしょうか。文化庁が指針で示した事項は、①県内の文化財の総合的な保護・活用に関する基本的な方針、②文化財の保存・活用を図るために講ずる措置、③域内</p>
--------------------------	--

の市町村への支援の方針、④防災・災害発生時の対応、⑤文化財の保存・活用の推進体制となっています。

また、改正文化財保護法では、各市町は、県が策定する大綱を勘案しながら、各市町の文化財の保存と活用に関する具体的なアクション・プランとなる「文化財保存活用地域計画」を作成し、国の認定を申請できることとなっています。県の大綱や市町が地域計画を作成し、認定を受けることで、国の地方創生交付金を受けることができたり、現状変更の許可手続きが事後届けで弾力化できるなど、策定することにより、様々なメリットがあると聞いております。

現段階での、本年度のスケジュールは、3に記載のとおりです。6月の県議会で素案を報告し、7月から8月にかけて県民の皆様へパブリックコメントを実施、それらの御意見を伺ったうえで大綱案を策定し、11月に県議会へ提示ができるよう計画しております。来年2月までには、議案として教育委員会にお諮りできるよう進めてまいりたいと考えているところです。

それでは、別冊の素案を御覧ください。大綱の目的、位置づけまでを3ページまでに記載しております。第2章の4ページから27ページまでは、長崎県の文化財の特徴を各種文献から抜粋し、まとめたものです。自然や歴史などについて、文化財種別ごとに本県独自の特徴を記載しております。28ページから32ページまでは、保存活用の基本方針を記載しております。調査研究を行い、文化財に指定することで、保存継承につなげ、活用することで、個性あふれる地域づくりにつなげて行きたいと考えています。そのために、その価値をわかりやすく情報発信することを進めてまいります。33ページを御覧ください。保存活用のために講ずる措置について、基本方針に則り、その方向性を示して記載しております。市町がこれらの方針等を勘案しながら、それぞれが具体的なアクションプランを作成していくこととなります。37ページには、本県の世界文化遺産プロジェクトなど、本県の特有の文化財保存活用について重点的に取り組んでいこうと考えている事業について記載しています。39ページからは、市町への支援方針、42ページからは、防災、防犯、災害発生時の対応について記載しています。46ページは、保存活用の推進体制として、関係部署や関係機関を記載しています。最終的大綱案には、この後に、文化財の分布の一覧表など資料編を作成して添付するほか、用語解説等も付けたいと考えています。

以上で私からの説明を終わります。御協議の程、よろしく申し上げます。

<p>質 疑</p>	<p>(池松教育長)  ただいまの説明に対して御質問、御意見はございませんか。</p> <p>(廣田委員)  国の方針を受けて策定すると思いますが、背景・経緯のところから読んでいくと人口が減ってきたから、こういうものができてきたのかなという印象を受けました。そこはどうでしょうか。</p> <p>(草野学芸文化課長)  文化庁の指針には、人口減少の具体的な記述はありませんが、今回文化財保護法が改正された背景の中には、過疎化、少子高齢化などで文化財の散逸等が危惧されているということがございます。これまで文化財は神社、仏閣など「点」の指定でしたが、仏像などの美術工芸品なども地域総がかりで「面」として捉えて守っていこうという取り組みを広げていこうという趣旨から、こういう記載になっております。離島半島部地域で長崎県も人口減少が課題となっていることから、地域ぐるみで文化財を守っていくということで、策定の趣旨の文頭のところに課題の一つとして書かせていただきました。</p> <p>(廣田委員)  長崎県の場合、人口減少が危機的状況ですので、文化財の利用ということに関しても、県全体で指針を作って、小さな市町もできるようにやっていこうというのは、非常に良いことだと思います。  大綱の素案について、じっくり読ませていただきました。感心したのは、5ページから27ページまでの一番分量が多いところです。ここを読めば、長崎県の地理、文化、歴史がすべて簡潔明瞭に網羅されています。私も知らなかったような植物などについても書いてあり、学芸文化課はすばらしいと思いました。大事なのは28ページからの保存・活用の基本方針からだと思いますが、前段の部分に感銘を受けたので、この大綱は庁内のみなさんで愛読していただきたいと思いました。</p> <p>(草野学芸文化課長)  その部分については、各文化財保護の担当者も苦勞して作成したところで、文化財保護審議会委員に、様々な専門分野の専門家がいらっしゃいますので、その意見を聞きながらまとめていったものです。長崎県の自然や歴史の特徴をお示しし、ひとつの体系的なものとしてそこに記載させていただいております。今後、大綱で県が方針を示し、</p>
------------	--

市町が具体的なアクションプランを作ることで、県と市町が連携して文化財の保護行政に見える化するという形で知らしめることで取り組みを活性化させることが狙いですので、そういった部分で大綱を活用していただければと思います。

(廣田委員)

大事なことは、せっかくある長崎県の文化財を県民が手に触れるような触感で身近に感じることができて、そして大切にしていって、後世につなげていくことなので、この大綱をしっかりと広報で示して市町にも伝えていただければと思います。

(小松委員)

20年ほど前かと思いますが、長崎歴史文化発見発信プロジェクトというものがありました。そのときは長崎にあるすばらしい文化、歴史を県民全員が知ろうということだったと思います。それを今度はPRをして、観光へ繋げていこうということをやったわけです。長崎県は宝を持っているけれども、PRが下手だということで当時やったことを覚えています。それは今どういう状態になっているのでしょうか。

(草野学芸文化課長)

そのプロジェクトは、旅する長崎学という冊子を作成し、いろいろなテーマごとに、教会群や近代化遺産、その他陶磁器などのストーリーをまとめて情報発信していこうということで読み物としてまとめたPRの本だと思います。それについては、現在、文化振興課に活用事業という形で事業が移管されておりまして、そういったプロジェクトをもとに、例えば日本遺産につなげるなど、県民の皆様にも活用していただくということで引継ぎ、進められております。

(小松委員)

それを発信した結果がどうであったかのPDCAがよくわからなかったので質問しました。

(草野学芸文化課長)

旅する長崎学はいろんな方に読んでいただき他県の方にも、長崎の重層な歴史についての理解を深めていただいたと思っております。成果については把握しておりませんので、機会がありましたら文化振興課へ確認してお話させていただきたいと思っております。

(浦川委員)

大変な作業でお見事だと思いました。様々な分野できめ細かなことを進めるために、いろいろなところで検討され作成されていっているのを感じます。特に、第5章、第6章の市町の支援や、防災・災害発生時の対応など非常に大事だと思います。ただ、制度化されたとは言え、全国的に他県の作成状況はどうなっていますか。それからこの制度化は義務なのか、努力義務なのかを教えてください。

(草野学芸文化課長)

法改正に基づいて、都道府県は策定することができるとなっており、義務ではなく、できる規定になっています。47都道府県は、これを作ろうと取り組んでおります。令和2年4月1日現在で策定済みの県が、青森県、福島県、群馬県、神奈川県、静岡県、新潟県、福井県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、鳥取県、山口県の13府県です。九州では、策定されたところはまだございません。

(黒田委員)

調査、研究、保存というのは、行政のリーダーシップでうまくいくと思いますが、地域の文化というのは、利益を享受すべきはその地域の市民であるということを基本においておかなければいけないと思います。そういう意味では、推進体制というところで行政のところはしっかりなるとは思います。民間が市民にどう広めていくのか、あるいは享受できる体制になっていくのかという現場の視点が抜けているのではないかといつもそのように感じます。地域のよさ、地域の歴史を知るのは、40歳過ぎてからです。第1弾の仕事が終わってから、自分の住んでいるところは、こんなところがあったのだと60歳くらいから気付きます。学べる機会は作ろうと思えば作れると思いますが、学校教育の中でも地域の語り部のような民間を活用した時間を組み込んでいくというように、そこまでいかないとは私は本当ではないと思います。そういうところをもっと詳細に謳うべきではないかと思えます。

(草野学芸文化課長)

委員の御意見はごもつともだと思えます。市町が文化財を地域ぐるみで保護する体制を作っていくということには、市町のネットワーク作りが大事になってこようかと思えます。その具体的なプランについて

では、我々が方針を示した大綱を基に市町が具体的なアクションプランを作っていく形になります。学校教育と連携した「ふるさと学習」についても、県は方向性をこの中に記載しております。まず、学校教育の方で、ふるさと教育を行いながら、大人になるにつれてネットワークに参画していくような移行を目指して進めていきたいと思えます。

(池松教育長)

他にございませんか。

----- な し -----

(池松教育長)

特にないようですので、ただいま出た意見を参考に進めてもらいたいと思えます。

報告 ( 1 )

続いて、報告事項に入ります。報告事項 ( 1 ) について、説明をお願いします。

(桑宮総務課長)

報告事項 ( 1 ) 「令和 2 年 4 月臨時県議会の概要について」御説明を申し上げます。

「報告事項 ( 1 )」の 5 ページを御覧ください。

会期等日程につきましては、ここに記載のとおり 4 月 3 0 日から 5 月 1 日の 2 日間となっております。

その下の議案につきましては、さきほど教育長報告の際に御説明したとおり、予算議案の 2 件で、原案のとおり可決・承認されています。

文教厚生分科会における主な質疑事項においては、「スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについて」「学校保健新型コロナ対策事業費について」などの質疑がありました。このうち、「スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについて」、資料 7 ページを御覧ください。7 ページの上から 4 行目に記載があるように委員から「学校再開にあたっては、スクールカウンセラーの需要が増えることが予想される。教職員の負担が増えないよう、スクールカウンセラーの人数を増やすなど、事業の強化はできないのか。」との質問に対し、「スクールカウンセラーの配置・派遣については学校の要望を聞きながら行っている。令和 5 年度までに 3 0 0 校に配置するという数値目標の中、今年度当初予算で既に 3 0 0 校に配置できており、さらに今回の補正により当初分と合わせて 3 8 3 校へ配置するこ

<p>質 疑</p>	<p>ととしている。厳しい財政状況ではあるが、子どもの心のケアへの対策強化のため、今後も増員できるよう取組んでいく。」と答弁がありました。</p> <p>さらに委員より、「6月補正や9月補正も検討し、児童生徒の心のケアに対する対策をより強化してほしい」との意見がございました。</p> <p>その他の概要につきましては資料6から8ページに記載しているとおりでございます。</p> <p>報告は、以上でございます。</p> <p>(池松教育長)</p> <p>ただいまの報告に対して、御質問等ございませんでしょうか。</p> <p>(森委員)</p> <p>スクールカウンセラーは一人で何校も受け持ちをされていると思いますが、それが何校くらいなのでしょう。</p> <p>一人当たりどれくらいの相談件数を担当されているのかを知りたいです。</p> <p>(安永児童生徒支援課長)</p> <p>スクールカウンセラーの配置状況については、4月補正もあわせて小学校で176校、中学校で148校、高等学校で52校、特別支援学校で7校の383校です。配置率は小中高特別支援学校あわせて69.7%です。これはあくまで4月補正をあわせた率ですので、今後変動すると思います。</p> <p>スクールカウンセラーの相談件数については、年間を通して2万件ほどです。一人当たりの件数は、現在確実な数がかめておりませんので、機会があれば調べて報告させていただきたいと思います。</p> <p>(池松教育長)</p> <p>一人で何校受け持ちをされているかという御質問でしたが、それぞれ違うのですが、平均はどれくらいかわかりますか。</p> <p>(安永児童生徒支援課長)</p> <p>おおよそ一人2校から3校で、多くて4校の範囲内で、時間数との調整で配置させていただいております。</p> <p>(森委員)</p> <p>自分の子どもが通っている中学校も週1回で来ていただいています。</p>
------------	---



すが、週に1回だと相談したいと思ったタイミングでなかなか行くことができないというところがあります。結局相談しないまま収めてしまうことも出てくるといったところがありました。

(池松教育長)

次回、1時間や2時間行っているのか、お示しできるデータがあれば、実態についてお示ししてください。

(浦川委員)

7ページの児童生徒支援課長の一番上の「香焼町の件について」というところで、「具体的に把握をしていない」という話がありました。体制にしても人数の確保にしても頑張っていて整備ができていると把握していますが、これはあくまで従来の子どもたちの様々ないじめなどに対応できる問題は良いと思います。看護協会に行く機会があり情報を集めました、長崎県においても全国と同じように今回の問題で看護職の子どもたちが、保育園や幼稚園、あるいは地域においても、そこの子どもが行くならうちの子はやらないなど、仕事で疲れてやっと迎えに行けば、子どもがぼつんと別室で一人うなだれていたとか、いろいろな問題が発生しています。看護協会の会長さんたちは、すべての首長へ支援の要請活動をして回られたそうです。非常時においても、実態把握があってスクールソーシャルワーカーへカウンセリングも含めて繋げていける体制を整備してほしいと思います。例えば、事件があった場合は、要請をして県が派遣するということがありますが、こういったことについて、子どもたちが苦しんでいる場合に、家庭における虐待やDVもそうですが、状況を把握する仕組みや派遣できる仕組みなど、そのつながりがうまくいかないところと救えないところがありますので、検討してほしいと思います。

(安永児童生徒支援課長)

子どもたちの支援については、この緊急事態下の中で、さらに学校や市町教育委員会と連携してケアをしていく体制を強化していきたいと思います。特に、スクールカウンセラーに限らず、スクールソーシャルワーカーの果たす役割は、福祉部門とのつながりのところで学校にとって強いパイプになりますし、子どもたちの支援に大きな意義があると思いますので、その話も確実に進めて、体制を整えていきたいと考えております。

(黒田委員)

「教職員のOB等を緊急的に確保する」というところですが、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーには、先生のOBの方も多いのでしょうか。

(安永児童生徒支援課長)

スクールカウンセラーの任用については、臨床心理士の資格を持っているスクールカウンセラーと、教職員のOBや大学院の修士課程を修了した者、教育関係に従事した者をスクールカウンセラーに準じた者として任用して業務にあたっていており、学校の先生のOBもいらっしやいます。

(池松教育長)

人数や割合のデータは持っていませんか。

(安永児童生徒支援課長)

学校の先生のOBだけの人数はありませんが、スクールカウンセラーに準じる者は、105名のうち19名任用している状況です。

(黒田委員)

新たに任用した方など、研修等は常時やっけていただいているのでしょうか。

(安永児童生徒支援課長)

スクールカウンセラーの資質の向上ということで、毎年、早い時期に、特に、新しくスクールカウンセラーになった者へ、スクールカウンセラーのスーパーバイザーもおりますので、スーパーバイザーも活用しながら研修を深めている状況です。

(黒田委員)

子どもたちを取り巻く環境というのは、複雑・多様化しておりますので、いろいろと悩みがあると思います。その中でスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが重要視をされてきているのだと思います。資質については今話がありましたが、子どもと家庭のつながりと、現場での気付き、こういう感性は非常に大事で、そしてそれに対するスピードも非常に重要視されるのだらうと思っておりますので、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに対する研修は高めていただければと思います。

(浦川委員)

非接触体温計の件についてお尋ねです。90名近くの子どもたちを預かるところで、3本の体温計で毎日測っていて、すごく時間がかかっています。学童で預かっている時間でも3回測ると言っていましたので、それよりも非接触体温計を買ったらと議論しました。5千円もしないという話でしたので、90名毎に2台ずつ購入しようと話をしていました。大した金額ではないので、市町の場合は、学校予算でもできるくらいの話なので、緊急事態に対応できる考え方だけをしっかりしていかないといけないと思います。非接触体温計はほんとにそれくらいで買えるものなのでしょうか。

(松崎体育保健課長)

結論から言えば、いろいろな種類がございます。この予算計上の根拠になっている単価は、1万2千円程度もので積算しています。

(浦川委員)

整備をしっかりとさせて、時間のロスがないようにしていただければありがたいと思います。

(池松教育長)

学校で非接触体温計を使うときは、どんな場合を想定していますか。各個人は測ってきますよね。

(加藤義務教育課長)

これまで学校で非接触体温計を用いることはありませんでした。今回、子どもたちの体温を確認するときに、何人もが脇に挟んだ体温計を用いることは大変時間がかかりましたので、この非接触体温計があることで簡単に検温ができます。学校の中にも大きく広がってきております。

(池松教育長)

県立でも義務でも、基本的には家で測って来ますよね。日常的にこの非接触体温計を使うことがあるのかと思ったので聞きました。

(加藤義務教育課長)

今まであまり保健室に置かれていなかったのが、小中学校の状況でした。給食の温度を測る非接触型温度計はありましたが、体温計は学

校ではあまり用いていなかったという状況がありました。

(池松教育長)

保健室に置くということですか。

(加藤義務教育課長)

今回は、教室にも置きながら教室でも簡単に測れるようにします。学校で準備できた数によりますが、教室に置いて、忘れた子どもの体温を簡単に測ることができるようにします。

(池松教育長)

他にございませんか。

----- な し -----

報告 ( 2 )

特にないようですので、続いて、報告事項(2)について説明をお願いします。

(桑宮総務課長)

監査の結果にかかる措置状況について御報告申し上げます。冊子1の9ページを御覧ください。

令和元年度の監査結果につきましては、4月の本委員会で報告させていただいたところです。「指摘事項」と「意見」につきましては、各所属が講じた措置を5月末までに監査委員あて通知することとされておりますので、その内容について御説明申し上げたいと思います。

10ページをお開きください。普通会計定期監査(後期)結果に係る措置については、10ページから17ページの記載しております。今回の監査において、21件の指摘と2件の意見がございました。10ページからの指摘事項につきましては、いずれも財務会計等の事務の基本的事項の認識不足やミス、組織内でのチェック機能が働いていなかったことによるものでありました。あらためて基本となる条例、規則、取扱要領等を十分に理解したうえでの事務処理を行うことはもとより、組織内部のチェック体制の強化などに取り組み、適正な事務処理の徹底を図っていくこととしております。16ページから17ページを御覧いただきたいと思います。こちらの意見につきましては2件ございまして、校長会、事務長会を通じて適切な対応を行うよう周知徹底を図っております。加えて、今後、学校訪問を実施して

まいりたいと考えております。

次に、18ページをお開きいただきたいと思います。18ページから19ページにつきましては、財政援助団体等監査結果に係る措置状況でございます。特定非営利活動法人長崎県青少年体験活動推進協会と、公益財団法人佐世保市体育協会に対する施設の利用状況についての意見が、それぞれ1件ずつございました。講じた措置につきましては記載のとおりでございますが、青少年体験活動推進協会では青少年の天地等で施設見学会を企画するなど、また、佐世保市体育協会では、SNSを利用した広報や情報発信を行うなどして、更なる施設の利用促進に努めてまいります。

次に、20ページをお開きいただきたいと思います。20ページから23ページにつきましては、包括外部監査結果に係る措置状況でございます。今回の監査は、「委託契約事務の執行について」のテーマで実施されております。本庁では義務教育課に対して指摘1件、意見1件、体育保健課に対して、意見2件、県立学校では、長崎東高校に指摘2件、五島高校に意見が1件ございました。20ページの義務教育課と22ページの長崎東高校につきましては、既に終了している事業であり、措置することが困難であります。今後類似する業務を委託する際は、委託する業務内容に適切な選定方法を採用し、提出された報告書と仕様書を照らし合わせ、記載内容に漏れ等がないか確認するよう努めてまいります。また、21ページの体育保健課への委託業務における仕様書の変更等についての意見につきましては、本年8月からの契約に向けて仕様書の内容を修正するなど措置済みでございます。また、23ページには、五島高校への随意契約の適正さを担保するための工夫についての意見でございますが、適正さを検討できる参考資料を添付することで、措置済みと考えております。

以上が監査委員に報告する内容でございますが、このほかにも軽易な指導事項としまして、契約に必要な書類の不備や毒物・劇物の保管、管理について管理簿の記載に不備があるなど、単純ミスやチェック機能の問題によるものの指導も受けております。

指摘事項、意見、指導事項とも過去の監査結果をしっかりと共有しておけば防ぐことができた事案が多くあると考えております。今回の指摘を受けた所属において講じた改善措置につきましては、すべての所属で取り組むべきことと考えておりますので、引き続き、様々な機会を通して情報提供を行い、教育委員会全体でより適正な事務処理に努めてまいります。説明は以上です。

<p>質 疑</p>	<p>(池松教育長)  ただいまの報告に対して、御質問等ございませんでしょうか。</p> <p>(小松委員)  中身が同じ内容でありながらも、指摘と意見と指導の3つのランクがあるようです。これはどういう定義があるのか教えてください。</p> <p>(日高教育環境整備課長)  中には、3万円以下での物品等の購入が、近傍する日にちで同じ業者に複数回行われたという指摘、指導がっております。指摘の学校につきましては、近傍する購入の実績が多かったこと、昨年度も同じような指導を受けていたことということがございます。指導の学校につきましては、その頻度が少なかったという形で指導となっております。</p> <p>(小松委員)  意見というのは何ですか。</p> <p>(日高教育環境整備課長)  教育環境整備課では、3万円を超えない物品購入について教育環境整備課として学校に対して何らかのルールを作るなどの措置を講じることという意見をいただいております。調達のルールを事務長会、事務職員協会と意見交換をしておりますので、ルール等を検討してまいりますと考えております。</p> <p>(池松教育長)  意見は、不適切まではいっていないが、よりベターにしてくださいということです。ざっくり言うと指摘は違法に近いもの、指導は不適切、意見はその下ということです。</p> <p>(小松委員)  前日も申し上げましたが、指摘の案件については、どういうことがあって、また、そういうものに陥りやすいかということをお隣の火事ではなく、自分のところでも起こり得ることとして水平展開をやっていただきたい。それをやらないと、あそこの課はそんなことをやったのかで終わってしまいます。しかし、人間というのはミスに陥りやすいものですので、特に、前年度もしくは前担当者がそのようにやっていれば間違いないということによってやってしまうことが多いわけです。熱</p>
------------	---

が熱いうちにこういうことが起こったということ、全員に水平展開して、自分のところではこういう体制や対応をとろうと、ことあるごとにまとめていただければありがたいと思います。どうしても3万円以下の物品購入と毒物劇物については毎年出ることですから、ぜひともそういうことをやって、件数が減るようにやっていただきたいと思います。それからチェックをする人の問題ですが、チェックをしてマークをするだけではだめです。チェックをするのであれば誰がいつしたのかということまで書かせないといけません。そのようなチェッカーの責任体制ということもとっていただければと思います。

(池松教育長)

他にございませんか。

----- な し -----

ただいま小松委員からも御指摘がありましたが、毎年同じ課題が出ていまして、再発防止策をやりますと申し上げていますが、結果として再発防止になっていません。劇物等は安全の問題にも関わってくる場所ですので、今、小松委員から御指摘があったように、チェックをしますとかマニュアルを作りますといっても、マニュアルを作っただけで終わっていることが現実問題としてあると思いますので、しっかり職員の自覚を促す対応を今後やっていきたいと思っています。

それでは続いて、報告事項(3)について説明をお願いします。

(山崎高校教育課人事管理監)

資料24ページを御覧ください。報告事項(3)令和3年度長崎県公立学校教員採用選考試験について、御報告いたします。

項目1の採用予定者数ですが、小学校が220名、中学校90名、高校50名、特別支援学校45名、養護教諭20名の計425名となっております。昨年との比較では、中学校が10名増、養護教諭が5名減、それ以外は昨年度と同じでございます。なお、採用予定者数については、児童生徒の増減に伴う学級数の推移状況や退職者数の推移のほか、再任用の希望状況等を総合的に勘案して決定しています。

続きまして25ページを御覧ください。障害者特別採用選考と1次試験の内容を示しています。障害者特別採用選考による採用予定者数を昨年度と同じ20名とし、一般選考とは分けて選考を行います。第1次試験の内容は、表のとおりです。1次試験においては、各種免除制度がありますが、2次試験においても、受験者の負担軽減による志

報告 ( 3 )

質 疑	<p>願者の増加を図る目的で、本務者免除申請者には、各校種・職種ともに第2次試験の小論文も免除しています。</p> <p>項目2、3には、出願手続き等を示しております。5月18日から出願を開始し、29日の午後5時までの出願期間としております。小学校本免申請者の関東会場での試験を行います。出願期間については、8月31日（月曜日）までとしております。</p> <p>4の試験日程ですが、1次試験を7月12日、長崎西高校と長崎工業高校を会場として実施いたします。2次試験については、A日程を8月17日に、B日程は、8月27日から9月4日にかけて、県教育センターにおいてそれぞれ記載の内容で実施いたします。小学校本免申請者の関東会場での試験につきましては、C日程として、9月13日に筑波大学東京キャンパス文京校舎にて実施いたします。</p> <p>項目の5ですが、内定通知は、10月9日頃を発送予定としております。また、小学校本免申請者の関東会場受験者も同日発送予定としております。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響が懸念されておりますが、現時点では、ほぼ予定どおり実施を考えております。ただ、3密を避けるために、1教室あたりの受験人数を減らして実施することを現在検討しております。試験会場を増やす予定であります。</p> <p>配布しております実施要項には、万一「試験日」、「試験会場」及び「試験内容」等の変更がある場合は、ホームページ等でお知らせすることを記載しております。実施に向けましては状況を見ながら準備を進めてまいりたいと思っております。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p> <p>(池松教育長)</p> <p>ただいまの報告につきまして、御質問等ございませんでしょうか。</p> <p>(廣田委員)</p> <p>この内容を見たら、昨年とほとんど変わらない状況です。コロナウイルス対策で、会場が増えるかもしれないとありました。面接をするときに小学校では220名いますが、2つの会場でまかなえるか疑問に思いましたが、今後そういう措置を講ずるということですので理解できました。例えば、体育で実技をやっていますか。実技で柔道をさせるのは厳しいのではないかと思いましたが、そういうのはまだやっていますか。</p>
-----	---



(山崎高校教育課人事管理監)

体育の実技につきましては、現在、担当者と話をしております、例えば、使った器具の消毒など、今後具体的に検討していきたいと考えております。

(廣田委員)

柔道や剣道はもうないのですか。

(山崎高校教育課人事管理監)

その実技もあります。今のところは予定どおりを考えておりますが、今後の状況等、様子を見ながら検討する必要があるところでは検討をしていくことになると思います。

(小松委員)

A日程、B日程、C日程ありますが、A日程、B日程の違いは何ですか。

(山崎高校教育課人事管理監)

A日程の2次試験の内容は、適性検査と小論文を実施する予定としております。B日程につきましては、個人面接、教科等によっては実技適性試験、それから適性検査を実施することとしています。内容と日にちが違うことになります。

(小松委員)

なぜ、このように分けているのでしょうか。A日程とB日程では試験内容の違いだけなのでしょうか。意味があつてA日程とB日程としているのでしょうか。

(山崎高校教育課人事管理監)

受験する実技等につきましては、受験する内容も違いますし、1日で実施できる人数の問題もあります。

(大場義務教育課人事管理監)

A日程では適性検査も行いますが、この適性検査については、B日程の面接時に活用しております。業者に委託をしておりますが、データの集計処理のための時間を要するということもございます。

(池松教育長)

A日程は全員2次試験を受けますが、B日程は実技がある教科もあります。A日程だけで終わる教科の先生もいますか。

(大場義務教育課人事管理監)

個人面接がありますので、A日程で終わることはありません。

(池松教育長)

実技があるかないかだけです。

(大場義務教育課人事管理監)

はい。

(小松委員)

A日程とB日程は連動しているわけですね。A日程の合格者がB日程でまた受けていただくということですね。

(池松教育長)

A日程の合格者というのはありません。2次試験を分けているだけです。

(林田教育次長)

A日程で適性検査を実施します。これは教職員としての適性をしっかり見て、人物重視で採用していく本県の選考基準に則ったものでございます。そのデータがないとB日程での個人面接ができませんので、当然連動してまいります。そういうことで一緒にはできないということです。

(黒田委員)

障害者の特別採用というのは、全体の採用枠の中の20名ということですか。

(山崎高校教育課人事管理監)

こちらの方は、枠外になります。

(黒田委員)

昨年は何名合格していますか。

(山崎高校教育課人事管理監)

昨年度は、2名の申請があり、1名の受験、1名合格となっております。

(黒田委員)

広報も別にされるのですね。

(山崎高校教育課人事管理監)

広報も実施要項の中に一緒に入れております。

(小松委員)

27ページの6の表ですが、令和2年度の実績ですが、24ページの採用予定者の420名にプラス20名で440名と読めるので、27ページの表は、採用予定者プラス障害者特別枠を加えたところの実績と読みましたが違いますか。昨年度も20名採用されたのではないかと思います。

(山崎高校教育課人事管理監)

24ページは令和2年度の採用予定者数で、27ページは実際に合格者数を出した実績になります。例えば、小学校教諭ですと、採用予定者数としましては220名でしたが、実際の合格者数の実績は235名でした。

(池松教育長)

例えば、採用のときにここで審査をしていただきますが、同点のときは3人並んでいても採用しますよね。そういうことで、小学校教諭では220名の予定が、235名になったということです。中学校教諭も採用予定者80名に対して82名だったりしています。採用予定者数を出したときと比べて急遽自己都合退職者が出たということになると、実際の合格者を1、2名増やすということも場合によってはあるということです。

(浦川委員)

昨年、小学校教諭だけで見ると実質1.3倍の競争率ではなかったかと聞いています。需要は高いのに人がいなくて、困っておられる現状がわかるからこそ、本免者を採用するということがあると思います。1.3倍で昨年どれくらい新採が辞めたのか教えていただけますか。

(大場義務教育課人事管理監)

数字として持ってきておりませんが、5人に満たないくらいだと思っております。

(浦川委員)

休職に入った人は結構おられるのでしょうか。一桁くらいですか。

(大場義務教育課人事管理監)

授業などさまざまなことで自身の思っていたこととは格差があつて、精神的な面で休職している新規採用者もおります。

(池松教育長)

それは多数いるわけではなくて、一桁くらいですか。

(大場義務教育課人事管理監)

はい。

(浦川委員)

本免者の採用者は、新任が入るよりも効率的でいいわけですね。これはいつくらいまで続くのでしょうか。

(大場義務教育課人事管理監)

本免者を採用することについては、数年続けていこうと思っております。小学校教諭の関東会場を設けたのもそういう意味合いからです。

(浦川委員)

私たちが現職でいたころの後輩の子どもさんが結構県外に行っています。私もロコミで本免者として配偶者も連れておいでということを書いて回っています。年代的なバランスとして必要ですが、新卒を抱えた学校はケアが大変ですし、御苦労が多いと思います。教育センターも含めて、新採研の在り方もきめ細やかにしていかないと大変だろうと思います。従来そのままでは間に合わないのではないかという思いもあります。御検討いただければと思います。

(池松教育長)

他にございませんか。

報告（４）

----- な し -----

特にないようであれば、続いて報告事項（４）について説明をお願いします。

（山崎高校教育課人事管理監）

冊子資料２８ページを御覧ください。報告事項４「令和元年度体罰に係る実態把握調査結果について」御説明いたします。

項目１の「期間・内容」については、記載のとおりですが、児童生徒・保護者に対するアンケート調査については、年度末に実施し、各市町教委や各学校が必要に応じて学校評議員などの外部の第三者による検証を行い、県教委に報告したものであります。

項目２から６の資料については、それぞれ校種ごとに整理して記載しており、令和元年度分の隣には参考までに平成３０年度分を記しております。

項目２の「体罰により懲戒処分及び指導を受けた教職員数」についてです。該当する教職員は、小学校で１７名、中学校で１５名、高等学校で６名、特別支援学校で１名、の合計３９名です。昨年度より１名増えております。そのうち、懲戒処分を受けた者はいませんが、県または市町教育委員会による訓告等を受けた者が８名と前年に比べて増加しております。所属校長による指導を受けた者は３１名です。

項目３「体罰を受けた児童生徒数」についてです。体罰を受けた児童生徒数については、合計７９名です。そのうち、負傷した児童生徒数は５名で、負傷の内容は「頸椎捻挫」「打撲」等でした。体罰を受けた児童生徒数が昨年度同様多いのは、一人の教職員が多数の児童生徒に対して体罰を行った事案が数件あったことによるものです。

項目４の「体罰の状況」についてです。授業中に発生した事案が１８件と前回より増加しております。休み時間・放課後に発生した事案が７件です。部活動中に生じた事案は、８件です。「その他」については、ホームルームや学校行事の準備、給食の準備時間といった教育活動中の児童生徒の指導の場であります。

項目５の「体罰の態様」についてです。全ての校種において、「素手で叩く」というものが多くを占めています。一方、「投げる・転倒させる」が昨年度より増加しております。このことについては、押したり引いたりすることによる転倒であります。「その他」については、「腕をつかみ、壁に押さえつけた」、「胸ぐらをつかみ、暴言を吐いた」「手で肩を押した」などの態様が含まれています。

項目6の「体罰把握のきっかけ」についてです。調査の結果、教職員の申告に基づくものだけでなく、児童生徒・保護者の訴えにより把握したものも多くあります。教職員の体罰に対する認識の甘さを表すものと捉えております。教職員から申告があり、かつ児童生徒・保護者からの訴えもある場合については、「教職員の申告」欄に含めています。なお、「その他」については、外部からの通報により把握したものです。

次のページの項目7「主な事案の概要」についてです。訓告等及び校長指導を行った事案については主なものを記載しており、掲載しているもの以外の事案については体罰の態様等について掲載分と同等程度のものであります。

最後になりますが、県教育委員会といたしましては、平成25年に体罰の根絶に向けたガイドラインを作成し、校内外の研修等をとおして体罰の根絶を訴えてきました。また、平成29年4月に「体罰根絶のための重点的な取組について」を通知し、「目標管理制度を利用した校長面談」や、体罰で処分や指導を受けた教職員を対象に、アンガーマネジメント研修等の受講を義務付け、校内での計画的なフォローアップを行う「体罰再発防止のための指導力向上研修」を実施しております。また、平成30年2月に懲戒処分基準の一部を改定し、体罰についての処分量定の厳罰化を図り、すべての教職員に周知を行ったところです。先ほど申しましたとおり、本調査において、懲戒処分及び指導を受けた教職員数、体罰を受けた児童生徒数が増加したということは憂慮すべき状況であります。これまで指導を続けてきたにも関わらず、依然として、児童生徒の指導中に児童生徒の反抗的な態度や、やる気のない態度に冷静さを失い体罰に及んでしまうなど、体罰が法で禁止されていること、体罰が児童生徒に与える影響、精神的・肉体的苦痛などへの認識が十分ではない者が依然として見られます。負傷には至らない程度であっても、児童生徒の心の耐性や精神状態によっては、体罰という行為により、児童生徒の心に深刻な影響を与えてしまう可能性があり、学校、教職員と児童生徒、保護者との信頼関係を損なうこととなります。今後とも、市町教委等と連携して、校長会や各種研修会等のあらゆる機会を捉えて、体罰根絶に向けた指導を繰り返し徹底していきたいと考えております。以上です。

(池松教育長)

ただいまの報告につきまして、御質問、御意見等ございませんでしょうか。

質

疑

(廣田委員)

今手元に、過去5年分の体罰の数をいただきましたので、概ねわかりました。年度的には少し増えたみたいですが、平成27年度からの状況を見ると、平成27年度は58名いたのが、令和元年度には39名で、体罰を受けた児童生徒数も4分の3くらいに減っているようです。県教委もずっと力を入れて指導されてこられたので、それなりの成果は上げておられると思いますが、現実的にまだこれだけ体罰があるということ認識しておいた方が良いという感想です。

(小松委員)

体罰把握のきっかけのところです。教職員からの申告に加え、それ以外からの訴えがずっと続いています。ここに認識の差が続いているのではないかと思います。それがどういうことなのかという分析をされれば、体罰を防ぐヒントが出るのではないかと思います。その差を分析されていれば教えていただければと思います。

(山崎高校教育課人事管理監)

教職員の認識の甘さが、実際に体罰を行った教職員にはあると思います。そこを体罰根絶に向けた取組みの中のアンガーマネジメント研修におきましても、講師として弁護士や臨床心理士に来ていただいて研修等を行っているところでございます。

(大場義務教育課人事管理監)

体罰については、許されない行為でありますので、これまでも、これからも義務教育課としては、市町教育委員会を通じ、あるいは校長会へ直接出向いて指導を今後も継続的に図ってまいりたいと思います。分析という部分でいきますと、認識の甘さと言葉では簡単に言いますが、例えば、体育の授業あるいは運動会の総練習等で列が乱れているところに、子どもの足に対して、列に入りなさいと自分の足で小突き整列をさせることも、児童生徒にとっては精神的、人権的な部分で子どもたちに与える影響が非常に厳しいことなのだという認識等も甘い者がいると感じられております。認識の甘さと簡単にそういう言い方で丸め込むわけではなく、今後とも指導を続けてまいりたいと考えております。先ほど廣田委員さんからも御指摘がありましたとおり、29年度から取り組みをしておりますので、29年度から30件台で収まっておりますが、増えているという現状には認識を新たにして取り組んでまいりたいと思っております。

(森委員)

小松委員が言われた認識や感覚の違いが大きく出ていると思います。読んでいて日常的に起こっていることも載っていて、私も感覚としてはどちらかというところから叩かれてきた時代に育ってきた者なので、息子にそういうことがあったとしてもそれは自分が悪いと治めるところもありますが、保護者の感覚も関わってくる部分もあるかと思います。それから、そういう指導をされてこられた先生方が、違う形で指導をしなければならないという転換期に来ていると思いますが、そういう指導方法については、こういった場合にはこういう指導が望ましいというような研修などがあつたりするのでしょうか。子どもたちも思うように動かないこともすごく多く対応に苦慮されるということもよくわかります。自分の指導が違っていたときの別の対処法などの研修があつていけばいいのかなと思いました。

(大場義務教育課人事管理監)

私も教職員生活を続けてきまして、先輩方あるいは同僚など様々な方々の指導法を見て学んだり、体験して学んだりしながら指導力を身につけていきます。体罰によって押しつけて指導をしていくことはあつてはならないことだと思つていますし、それは指導し続けています。自分自身の資質能力等の研修も含めてもそうですが、改めて研修の在り方なども詰めていかなければいけないと思つております。

(池松教育長)

一般的に指導法の研修はあります。結果としてアンガーマネジメントはこういう行為を行った教職員の方には受けてもらいます。通常、森委員がおっしゃったように教科指導など日常の指導を含めて体罰はダメだという話は当然として、指導力強化のための研修は各教科やっているとと思いますが、森委員の御質問は、昔と違う指導法をやらなないといけないという研修をやっているかということ、そういうテーマの研修はないのでしょうか。

(山崎高校教育課人事管理監)

初任者研修から各経年研等を通じまして、様々な授業力向上の研修は行つております。同時に、体罰に頼らない指導力向上も意識できるように研修をセンター研修等で行つているところです。

(浦川委員)

これまで頑張つてこられた結果がこの5年間の推移で、数字で見え



ているので特にはありません。ただ、永遠の課題だと思いますが、体罰によらない指導は本当に大変ですよ。どういう方法があるかといっても、親たちの考え方や子どもも変わってきているところもあります。特に、ここにある反抗的な態度であるとか、いろんなアンガーが指導する教師の方だけではなくて、子どもの側にも怒りや不安感がいろいろあります。教師が指導されるのは当然のことですが、ここにあがってきた子どもたちをスクールカウンセラーにつないで、一人ひとりを受け入れてくれるカウンセリングにつなぐという視点が今まで弱かったと思います。先生が悪い、してはいけないとばかり言うけれど、支えていく職員体制もまだまだ弱いところがあります。すぐ謝って来いというところが多いです。体制を作ることもそうですが、反抗的な態度を取るとか問題を起こす子どもたちに寄り添っていく、カウンセリングにつなぐという視点を、是非連携してやっていただきたいというお願いです。

(小松委員)

浦川先生の言われたことに賛成です。教職員が申告した数の約倍の数で、自分はそういうことをやっているつもりはないという教職員がいます。児童もしくは保護者からすれば、これは体罰ではないかということとそこに常識の差があるわけです。常識の差を埋めるということは、並大抵のことではありません。A先生は常識の範囲内だと思っているけど、実は体罰と受け取られるのだということ認識として持っておかないといけません。あと一つは、先生も人間ですから、どのように反抗的な態度を取る生徒を扱ってよいかをサポートしてくれるような、もしくは助言を与えてくれるような、そういうところでもスクールカウンセラーの役割を果たしていただければと思いました。

(池松教育長)

ほかにございませつか。

ただいま様々な御意見が出ましたので、体罰の再発防止も当然ですが、起因となった子どもたちへの日常のフォローアップということについては、今までも当然別次元の話でスクールカウンセラーを活用して相談等に導いている部分もあるのですが、今度は逆に、ここから困り感を掴むということがあるかもしれません。その辺の対応を含めて再発防止に取り組んでいきたいと思ひます。

報告 ( 5 )

それでは、続いて報告事項 ( 5 ) について説明をお願いします。

(草野学芸文化課長)

31 ページ、報告事項(5)「県庁舎跡地における埋蔵文化財調査について」御報告いたします。

県庁舎跡地の埋蔵文化財の発掘調査については、令和元年10月16日から令和2年1月15日にかけて、18箇所の範囲確認調査を実施いたしました。その結果、旧県庁本館西側部分で、江戸時代前期の遺跡が、出島側南門付近で、江戸時代以降の石垣、並びに江戸時代前期の町屋の遺跡が残存していることを確認しております。今回の調査では、そのうち県庁南側の石垣と町屋の遺跡について、内容確認調査を実施いたします。

調査範囲については、次のページ、別紙資料1の点線部分になります。石垣調査では、特に、地中に埋蔵している石垣の残存状況の確認を、町屋部分については、埋蔵文化財の有無等の状況の確認を行う予定です。

調査面積は、1,296㎡で、今後のスケジュールといたしましては、6月下旬まで、作業に必要な仮設トイレや、土砂の運搬のための通路を作成するなどの準備工事を行いまして、6月下旬から8月下旬までに、石垣部分の発掘調査を、8月下旬から10月下旬にかけて、町屋部分の発掘調査を行う予定です。

調査現場の公開につきましては、ホームページなどを通じて、随時情報提供を行うとともに、安全面にも十分配慮しながら、可能な範囲で現場公開を行う予定です。町屋の調査はガソリンスタンドの近くです。外からでも見ることはできるのではないかと考えております。加えて、調査に当たりましては、考古学、歴史学、宗教学、土木工学などの専門家に依頼し、発掘調査への指導助言をいただくこととしております。

以上で報告を終わります。

(池松教育長)

ただいまの報告につきまして、御質問、御意見等ございませんでしょうか。

----- な し -----

ないようであれば、以上で報告事項を終了いたします。

次の議案審議から非公開で行いますので、報道関係者の方は退席をお願いいたします。しばらく休憩いたします。

議題（秘密会）

（別紙議事録）

報告（秘密会）

（別紙議事録）

午後 4 時 5 7 分、本日の会議を終了